

社会福祉法人新潟太陽福祉会 行動計画

令和5年4月1日

趣旨：職員が仕事と家庭を両立させることができ、ワークライフバランスを実感できるように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標①：令和10年度末までに有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり、年間10日以上を目標とする。

〈対 策〉令和5年4月～令和10年3月

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・目標の周知と実現に向けた取組実施。

目標②：更なる年次有給休暇の取得率向上と職員の疲労回復・健康維持を図るため、「リフレッシュ休暇制度」と題して連続休暇取得を目指す。

リフレッシュ休暇制度

■ 3連休（有給休暇使用）とする * 3連休には公休・土日祝は除くため、公休・土日祝と繋がれば5連休以上となる場合もある。

〈対 策〉令和5年4月～令和3年5月

- ・取得状況把握と取得推進

目標③：ワークライフバランスの実現へ向け、職員本人、配偶者、子供の誕生日、結婚記念日等のアニバーサリー日に「ナイスデー休暇制度」として休暇を取得する。

ナイスデー休暇制度

■ 年1日（有給休暇使用）

■ 全職員（パート含）が年1回の利用を目指す。